

ポーランド週報

(2023年6月8日～2023年6月14日)

令和5年(2023年)6月16日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
政治 大統領、ポーランドのEU議長国就任に向けた当局間の協力に関する法律案を議会へ提出 首相、憲法法院の大法廷を開く際の規定について憲法法院の審理に付す 首相、EUの移民政策に反対の意を示す ロシアが及ぼした影響を調査する国家委員会の設置に関する法改正案の動向 ドゥダ大統領とゼレンスキー大統領との電話会談 ラウ外相とビルストロム・スウェーデン外相との会談 ドゥダ大統領のワイマール・トライアングル首脳会合出席 エアー・ディフェンダー23演習への参加 地雷敷設車の調達契約								【お願い】3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 問合せ先 大使館領事部 電話 22 696 5005 Fax 5006 各種証明書 在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
治安等 政府高官がノルドストリーム爆破に関するロシアの情報操作を指摘 北西部における外国人の不法就労検査 電話で金銭を要求する詐欺に関する注意喚起 中絶法に反対する抗議活動								
経済 2023年国家予算修正案 2023年予算修正案が採択、財政赤字は920億ズロチ 起業家協議会の政府への改善要求 OECDによるポーランドの経済予測 2022年のシティ・インデックスFDIランキングでポーランドが4位にランクイン 2024年に最低給与が大幅に上昇 ランスタッド、34%の雇用主が今後6ヶ月の間に昇給を予定と発表 ライアンエアーがクラクフに訓練センターを開設 ポーランド北部の干ばつによる収穫への影響 投資・貿易庁の事務所の開設 Fit for 55 に関する欧州理事会決議を欧州司法裁判所へ提訴 PGEが洋上風力発電所の設計及び建設に関する契約を締結								
大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて 旅券のオンライン申請等の開始について 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事								

在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp	
---	--

政 治
内 政

大統領、ポーランドのEU議長国就任に向けた当局間の協力に関する法律案を議会へ提出【7日】

7日、ドゥダ大統領は、ポーランドのEU議長国就任に向けた当局間の協力に関する法律案を議会に提出した。同法案は、2025年上半期にポーランドがEU議長国に就任することに鑑み、大統領、政府、上下両院にそれぞれどのような権限を持たせるかを規定している。特に、ポーランドからEUの特定のポストに就く場合に政府は候補者について大統領の同意を得なければならない、また、政府は大統領と共に欧州理事会でどのような立場をとるか相談しなければならない、さらに、大統領が欧州理事会に出席するようにできることも同法案では定めている。同法案が成立すれば、大統領は政府によるEU政策に影響力を及ぼせるようになり、仮に秋の議会選挙で政権交代が起きた際には重要度を増すが、モラヴィエツキ首相に近い情報筋によれば、ドゥダ大統領はあまりにも広い権限を持つことを要求しており、大統領と政府の間で対立が生じる可能性も否めないと報じられている。

首相、憲法法廷の大法廷を開く際の規定について憲法法廷の審理に付す【7日】

7日、モラヴィエツキ首相は、憲法法廷法の条項について憲法法廷による審理に付した。同首相は、憲法法廷に対し、特に「憲法法廷において大法廷を開くためには11人の判事が揃う必要がある」点について、憲法に適っているか否か判断を下すよう求めている。憲法法廷は長官の任期を巡り内部対立が起き、大法廷を開けない事態に陥っており、与党「法と正義」(PiS)は、大法廷を開く際に必要な判事の人数を11人から9人に減らす法改正案を議会に提出している。

首相、EUの移民政策に反対の意を示す【9日】

9日、モラヴィエツキ首相は、EUが検討を進める移民政策について、EU内部における移民の強制移転や移民を受け入れないことによる金銭の支払いが断じて認められないという立場を示し、「強制移転は移民問題を解決せず、EU加盟国の主権を侵害するものである。」と述べた。EUは、新しい移民政策を策定し、加盟国に対し、移民が来る数が多い国から移民の影響を受けにくい国へ移転したり、移民を受け入れない国は移民を受け入れる国へ1人あたり2万ユーロを払ったりすることなどを規定しようとしている。ポーランドとハンガリーは、このような移民政策に反対している。

ロシアが及ぼした影響を調査する国家委員会の設置に関する法改正案の動向【13日・14日】

13日、下院において、ポーランド国内の安全保障にロシアが及ぼした影響を調査する国家委員会の設置に関する法改正案に関する第1読が行われ、下院行政・内務委員会における作業が進められることになった。14日、下院行政・内務委員会は、与党「法と正義」(PiS)が付した修正(国家委員会による第1報告書の発表期限を9月17日に定める条項を削除する)を採択しつつ、同改正案を支持する方針を示した。同日、モラヴィエツキ首相は、ドゥダ大統領が議会に提出した同改正案に賛成であり、同改正案が成立してから国家委員会のメンバーの選考に進むことになる、と述べた。

同改正案について、欧州委員会は、民主主義の原則に反するとしてポーランドに対してEU法違反手続を進めている。これに対し、ミュレル政府報道官は、ブリュッセルが下した決定がポーランドに損害をもたらすことはない、と述べ、追加的な罰則を科されることを恐れてはいないと付言した。

外交・安全保障

ドゥダ大統領とゼレンスキー大統領との電話会談【11日・14日】

11日及び14日、ドゥダ大統領は、ウクライナのゼレンスキー大統領と電話会談を行った。11日の会談では、ドゥダ大統領は、ブラチスラバで開かれたブカレスト・ナイン(B9)首脳会合の成果や7月にビリニウスで開かれるNATO首脳会合に向けた準備状況について議論した。ゼレンスキー大統領は、ドゥダ大統領に対し、現在進行中のロシアによるウクライナ

ナ侵略に関連する最前線の状況について説明した。また、14日に再度行われた会談では、ロシアによるウクライナ侵略が続いていることに関連して、安全保障状況に関する協議が行われた。

ラウ外相とビルストロム・スウェーデン外相との会談【12日】

12日、ラウ外相は、ポーランドを訪問しているビルストロム・スウェーデン外相と会談を行った。会談で

は、スウェーデンのNATO加盟が話題の中心となった。ラウ外相は、NATOへの完全加盟に向けたスウェーデンへの揺るぎない支援を保証するとともに、近い将来それが現実のものとなることへの期待を表明した。また、バルト海地域の安全保障問題についても話し合われた。両外相はまた、混乱するウクライナへの強力な支援を維持する一方で、適切に構成された制裁を通じてロシアへの圧力を強化する必要があることを再確認した。さらに、両外相は、ウクライナとモルドバが年内のEU加盟交渉開始を希望していることの重要性を強調した。また、ジョージアがEU加盟候補国になることを希望し、西バルカン諸国との関係においても積極的な拡大政策が必要であることを表明した。

ドゥダ大統領のワイマール・トライアングル首脳会合出席【12日】

12日、ドゥダ大統領は、マクロン仏大統領とショルツ独首相と共にパリにおいてワイマール・トライアングル首脳会合を行った。ドゥダ大統領は、記者会見を開き、「本日パリで会談を行った各国の代表を結びつける共通の利益、つまり対露戦争におけるウクライナの勝利」について語り、「ロシアの帝国主義が消滅することは、欧州の安全保障にとって基本的な意義を持つ。」と強調した。また、ドゥダ大統領は、このような文脈において、ポーランドにおいて共産主義を打倒し、西側共同体へ政治的結合を果たした歴史に言及し、「今日、ウクライナの人々は同じことを望ん

でいる。我々はウクライナ人にとってもそれが可能になるようにすべきであり、これがとりわけ本日行った会合のテーマである。ウクライナによる将来のEU加盟とNATO加盟の両方だ。」と述べた。

エアー・ディフェンダー23演習への参加【14日】

ドイツが主催するNATO最大規模の航空演習「エアー・ディフェンダー23」にポーランドからF-16戦闘機、C-130輸送機及び第6空挺旅団の兵士が参加している。演習には25ヶ国から1万人以上の兵士と250機の航空機が参加しており、敵の戦闘機との戦闘や地上部隊への航空支援、ミサイルの迎撃等が演練される。

地雷敷設車の調達契約【14日】

14日、ブワシュチャク副首相兼国防大臣は、地雷敷設車「BAOBAB-K」及び対戦車地雷の調達に関する契約に署名し、「地雷敷設車は、侵略者を抑止するために非常に重要な兵器であり、通常よりも短期間で納入され、ポーランドの防衛産業の潜在能力が高まっていることを示している。」と述べた。契約には、地雷敷設車24両の調達だけでなく関連する兵站及び訓練が含まれており、2026年から2028年の間に納入される予定である。地雷敷設車「BAOBAB-K」は、国産のトラックをベースにした装備で、600コの子雷を短時間で設置して地雷原を構成することができる。

治 安 等

政府高官がノルドストリーム爆破に関するロシアの情報操作を指摘【10日】

情報空間安全保障担当政府全権委員のジャリン氏は、昨年9月に発生した天然ガスパイプライン「ノルドストリーム」の爆破事案について、ロシアが同事案へのポーランドの関与を印象付ける情報操作を行っている」と指摘した。米紙ウォール・ストリート・ジャーナルが、10日、ドイツ捜査当局が爆破事案の実行グループがポーランドを活動拠点としていた可能性を示す証拠を検証していると報じたことを受けたものである。

同氏は、この証拠が浮上した背景にロシアの情報操作があり、ポーランドがロシア及びベラルーシに反する立場ではないことを印象付ける意図があるとした。こうした情報操作は、ポーランド人とウクライナ人を分断しようとする偽情報も多く確認されており、ポーランドとウクライナそれぞれのネット空間に流布されているという。

北西部における外国人の不法就労検査【11日】

北西部ヴァルミア・マズール県の国境警備隊は、本年1月から5月までの間、同県における外国人雇用の合法性を検査したところ、検査対象者1,400

人のうち113人が不法就労であったことを明らかにした。不法就労者の国籍の割合は、ウクライナ38%、ジョージア32%、モルドバ14%、ベラルーシ9%、バングラデシュ3%で、職種はサービス業、建設業、観光業の順に多いとされる。

電話で金銭を要求する詐欺に関する注意喚起【14日】

国家警察は公式HPで、電話で金銭を要求する詐欺にだまされないよう注意喚起を行った。最近多い詐欺の事例としては、警察官を装った人物が、親戚が事故等トラブルに巻き込まれたとして治療費等を要求してくる手口や、銀行員を装った人物が、口座が危険にさらされているため他の口座に送金する（預金を移す）よう警告してくる手口が見られるという。これらの手口では、警察や銀行のヘルプデスクの実際の電話番号を偽装してくるケースも確認されており、電話番号をもって信用しないよう注意が必要であるとした。

中絶法に反対する抗議活動【14日】

ポーランドの中絶法に反対する抗議活動が、約40カ所の都市や町で抗議活動が行われた。参加者

数は全土で数千人規模であったとされる。抗議活動は、破水した妊婦が中絶ではなく胎児を救う処置をされた後に死亡したことを受けて行われた。参加者ら

は、「呪われた国家」、「女性の地獄」などと書かれたブラカードを掲げ、中絶をほぼ全面的に禁止している同法律が妊婦死亡の原因であると非難した。

経 済

経済政策

2023年国家予算修正案【12日】

12日、財務省は、6月9日に閣僚理事会で承認された2023年予算法の修正案の詳細を発表した。歳入面では、総受取額が約31億ズロチ減少すると予測される。付加価値税は134億ズロチ、物品税は約48億ズロチも減少すると予想される。これは、消費者需要が従来の想定よりも低いこと、また、2023年に食料品のVAT税率をゼロにするというインフレ防止のためのシールドがあることが理由として挙げられている。納税者への巨額の還付金という形で今年 Polish Deal の税制改革の大きな効果がもたらされるにも関わらず、PITは52億ズロチ上回ると予想される。財務省は、経済界の平均賃金の予測を引き上げ（6,930ズロチから7,100ズロチへ）、賃金が上がればポーランド人がPITを多く支払うようになることを期待している。法人税収入は42億ズロチ、税外収入は53億ズロチ引き上げられた。

総支出は209億ズロチ増加する見込みである。財務省は、一方ではZUSの補助金50億ズロチと公的債務の返済40億ズロチが節約できると見積もっている。他方で、予算内で従業員の一時的な給与やボーナスの追加に20.5億ズロチが費やされることになる。また、地方政府への一般補助金として139億ズロチが追加される。また、160億ズロチがウクライナとの戦争による危機の影響に対抗するための準備金に充てられることを明らかにした。これは迅速な資金介入を必要とする潜在的なニーズに対応するための手段であり、幅広い業務（農業支援を含む）を支援するために使用できると説明している。

2023年予算修正案が採択、財政赤字は920億ズロチ【12日】

モラヴィエツキ首相は、政府が9日に2023年予算法の修正案を採択したと発表した。財政赤字は当

初計画の680億ズロチを240億ズロチ上回り、920億ズロチに達する見込みである。歳入計画は31億ズロチ減少し、歳出は209億ズロチ増加する。修正案では、特に予算内の給与（教員の特別ボーナス1,125ズロチ、行政の第13回年金）または地方政府の資金（140億ズロチ）に関する、多くの支出の増加を求めている。

起業家協議会の政府への改善要求【15日】

ポーランド最大の経済団体で構成される起業家評議会は、近年、開発投資の問題が認識され、優先事項であると行政から何度も指摘されている一方で、法律制定や法律の適用において、企業の発展を妨げ、あるいは妨げる活動が数多く存在するとし、政府に対して改善要求を行った。同審議会は、法律上および経済上の環境を悪化させるさまざまな変更案が、ここ数年毎行われており、起業家にとって特に困難な時期であり、法の進化に対するビジョンと安定した立法経路の欠如は、競争力を維持するための主要な障壁であると主張した。

法的・経済的環境の好ましくない変化は、商品やサービスの生産コストの急激な上昇をもたらしている。国内外市場において、顧客に受け入れられる価格で商品やサービスを提供することはますます困難になっている。起業家協議会は、企業の生産能力の拡大・向上への取り組みを強化することが可能な状況の回復、特に、法的・経済的環境の安定的な条件の確保、行政・報告負担の軽減の進展、インフレ促進策の停止、財・サービスの生産領域への国の進出が安全保障上の目的達成に必要な水準に制限されることを期待している。

マクロ経済動向・統計

OECDによるポーランドの経済予測【9日】

経済協力開発機構（OECD）は、世界経済が今年2.7%、2024年には2.9%増加するとの見通しを発表した。いずれの予測も11月に出されたものより楽観的なものである。OECDによると、ポーランドの経済活動は、今年0.9%、2024年には2.1%増加すると予測した。OECDのエコノミストは現在、ポーランドのインフレ率は、今年の平均が11月に考えていた10.8%ではなく12.4%になり、2024年には6.6%ではなく4.8%に下がると予測している。

これらは、ポーランド国立銀行（NBP）が3月に予測していた2024年の平均インフレ率上昇率5.7%よりも楽観的なものであり、OECDのアナリストによれば、金融政策審議会（RPP）はインフレの定着を防ぐため、金利をさらに7.25%まで引き上げるべきとしている。その後、2024年後半に利下げを検討する可能性がある。一方、金融市場関係者は、RPPが早ければ2023年第4四半期に利下げを開始すると予想している。

2022年のシティ・インデックスFDIランキングでポーランドが4位にランクイン【9日】

英国のコンサルティング・分析会社Citi Indexは、過去10年間の36カ国のFDI流入統計を分析し、どの国が外国人投資家に最も人気があるのかを明らかにした。そして、これを各国のGDPと比較し、GDPに占めるFDI受入額のランキングを決定した。同基準によると、2022年のFDI首位はチリで、FDIがGDPに占める割合は4.4%。2位はスウェーデン(3.88%)で、イスラエル(3.69%)、ポーランド(3.64%)を上回った。また、オーストラリア、コスタリカ、ポルトガル、ニュージーランド、コロンビア、リトアニア(2.57%)がトップ10にランクインしている。

2022年、ポーランドは196億米ドルの直接投資を受けた。FDI流入総額はポーランドのGDPの3.637%に相当する。世界銀行によると、ポーランドはEUの中で最も回復力のある経済の一つであり、2020年以降、力強く回復している。この回復力は、ポーランドの強いマクロ経済状況、EUの投資資金の効果的な活用、強固な金融セクターに起因すると、シティ・インデックスのアナリストは述べている。

2024年に最低給与が大幅に上昇【13日】

政府は2024年1月1日から最低賃金を4242ズロチ、2024年7月から4300ズロチとすることを発表。最低時給も引き上げられ、2024年1月1日からは27.70ズロチ、7月1日からは28.10ズロチとなる。

2023年初頭の最低労働報酬は3490ズロチ、2023年7月からは3600ズロチに引き上げられる予定。2023年1月1日からの最低時給は22.80ズロチ、7月1日からは23.50ズロチとなる。

ポーランド産業動向

ライアンエアがクラクフに訓練センターを開設【12日】

12日、アイルランドの格安航空会社ライアンエアは、クラクフ・バリツェ空港の近くに6億ズロチ(1.3億ユーロ)のシミュレータ・訓練センターを建設することを発表した。同社CEOは、ラジオ番組で、同センターはライアンエアにとって欧州で5番目に大きく、中欧では初めての訓練センターとなる予定と述べた。同センターには、ポーランド初のボーイング737MAXシミュレータを含む10台の革新的なフライトシミュレータが設置され、ウクライナを含む欧州全土から集まったライアンエアのパイロット、客室乗務員、グラウンドスタッフ、事務職を毎日最大500人訓練し、150人の新規雇用を創出する予定である。このプロジェクトは来年から開始され、2025年に最初の4台のフライトシミュレータが稼働し、2026年にはフル稼働を開始する。

ポーランド北部の干ばつによる収穫への影響【13日】

ランスタッド、34%の雇用主が今後6ヶ月の間に昇給を予定と発表【15日】

最低賃金の引き上げと強い賃金圧力が企業の計画に影響を与えている。3分の1以上が賃上げを実施予定としていることが、ランスタッド社の調査でわかった。同調査によると、従業員が今年後半の昇給を期待できるのは、ビジネスサービス(SSC/BPOセンター、IT)、金融・保険、その他のサービス部門が最も多い。ビジネスサービス分野では、半数もの企業が今年下半期の昇給を計画しており、次いで金融・保険分野の企業が49%、その他のサービス分野では10社中4社が昇給を計画している。これらの業種では、雇用の増加を計画している企業の割合も大きくなっている。

全体として、今後6ヵ月間に昇給を計画している雇用主は34%にのぼり、2022年の同様の時期に比べ顕著に(6%)増加している。第一の理由は、専門家やスペシャリストの獲得競争で、多くの場合、雇用を増やす計画は、ライバル会社から従業員を引き抜くことを意味し、ライバル会社は昇給で引き留めようとするかもしれない。物価が上昇する中、昇給の見込みがないと判断した社員は転職を決意する可能性が高くなる。会社は欠員を抱えることになり、あるいはそれを埋めようとするが、多くの場合、より高いコストで埋められる。2つ目の重要な理由は、7月に予定されている今年2回目の最低賃金の引き上げである。最低賃金は3,600ズロチ(3.2%)に引き上げられる。年初からの上昇分を考慮すると、2022年に比べてほぼ5分の1の上昇となる。

ポーランド北部では干ばつが非常に深刻で、穀物だけでなくイチゴなど他の農作物の収穫量も大幅に減少することが既に確実視されている。干ばつは16県のうち7県で既に干ばつが起っており、ポモルスキエ県では97%の自治体が影響を受けている。雨が降れば状況は改善されるが、穀物の生育にとって重要な時期である5～6月に干ばつが発生したため、北部の場合、損失は免れず、おそらく改善できるほどの雨は期待できない。

昨年以降、穀物価格については、農家の抗議行動が止まらないことから政治的にデリケートな話題となっていることは明らかである。穀物価格は数ヶ月間下がり続けているが状況はまだ安定していない。最近爆破されたノヴァ・カホフカ・ダムは、最大50万haの農地の灌漑用貯水池であったため、ウクライナの農業にとって灌漑が新たな問題となる可能性がある。ポーランドの農家にとって最悪なことは、収穫量が減り、同時に買い付け価格も上がらないことである。論理的に考えれば、収穫量が減れば価格は上がるは

ずであるが、農家としては昨年から大量の在庫を抱えている穀物を売ることがまだ問題となっている。

投資・貿易庁の事務所の開設【14日】

ポーランド投資・貿易庁（PAIH）は、ポーランド各地に事務所を開設し、地方におけるPAIHの認知度を上げ、ポーランドの中小企業の海外進出を支援する。新規に12ヶ所の事務所を開設する予定であるが、カトヴィツェ、オポーレ、ヴロツワフの3ヶ所には既に

設置されており、隣接する経済特区と協力することとなっている。また、本年10月4～5日に国立競技場で開催されるPAIHビジネスフォーラムにおいては、起業家が外国貿易事務所の代表と会う場が設けられる。これまで同庁は世界各地に54の事務所を開設して400名が働いているが、近々セルビアのベオグラードとリトアニアのビリニュスにも2つの事務所が開設される予定である。

エネルギー・環境

Fit for 55に関する欧州理事会決議を欧州司法裁判所へ提訴【13日】

ポーランド政府は、Fit for 55 パッケージの条項に異議を唱え、内燃機関の自動車を保護しようとしている。2030年から2034年までのCO2削減と2035年からの内燃機関を有する車両の販売全面禁止に関する2023年3月の欧州理事会の決定に対して、欧州司法裁判所（CJEU）に提訴する予定。モスクワ気候・環境大臣は、エネルギーミックスに影響するため、全会一致で決定されるべきであったが、多数決で決定されたため、同決定は撤回されるべきであると述べた。また、同大臣は、2035年からの内燃機関を有する車両の販売禁止に関する解決策は、すべての欧州経済にとって不利であると指摘している。

PGEが洋上風力発電所の設計及び建設に関する契約を締結【14日】

国営電力会社PGEとデンマークの電力会社Orsted は、Semco Maritime 及び PTSC Mechanical & Construction コンソーシアムと、バルティカ2プロジェクトにおける洋上風力発電所の設計及び建設に関する契約を締結した。変圧器を備えたこれらの発電所は、風力タービンで発電された電気を集め、陸上に送電するものである。PGEは2027年までに150万kWのバルティカ2プロジェクトの完成を目指し、Orsted は2029年までに100万kWのバルティカ3プロジェクトの完成を計画している。ポーランドの純電力の41%を生産し、一方、Orsted は風力発電所の世界的なリーディング開発者である

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から（1）最終滞在予定国の有効な滞在許可証、（2）ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証（ナショナル・ビザ）、又は（3）同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国内及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

（注）：シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国（2020年6月現在）：26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」（ISIL）の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテ

口が相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

- 1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。
- 2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。
観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。
- 3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。
- 4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。
- 5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

- (1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」
(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)
 - (2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」
(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)
 - (3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル
(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)
- 6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

- ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。
- 歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

- 爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。
- 周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。
- 爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

- 犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

- 不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。
- 会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。
- セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。
- 二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事

館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。2022年3月28日以降、ポーランドにおける防疫措置が大幅に緩和され、マスク着用義務は医療施設内などに限定されましたが、人混みでのマスク着用は引き続き推奨されています。同年5月16日以降は、「感染事態」から「感染脅威事態」に変更される旨が発表されています。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続き・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正（平成30年）に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

旅券のオンライン申請等の開始について

2023年3月27日から旅券の申請手続きをオンラインで行うことができるようになりました。オンライン申請を行っていただければ、在外公館に来館する必要はなくなりますので、是非ご活用下さい。オンライン申請を行うためには、スマートフォンへの在留邦人用旅券申請アプリのインストールやオンライン在留届（ORRネット）への登録が必要となります。なお、新規旅券の受取は、引き続き当館に来ていただく必要がありますのでご留意下さい。

詳細：<https://www.pl.emb-japan.go.jp/files/100484349.pdf>

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30及び13:30 - 17:00

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584-7300、Eメール：info-cul@wr.mofa.go.jp、住所：Al. Ujazdowskie 51, Warszawa）

文化行事・大使館関連行事

【開催中】展覧会「原研哉～Make The Future Better Than Today～日本のグラフィックデザイン」【2023年3月24日（金）～7月30日（日）】

ポズナン国立博物館にて、展覧会「原研哉～Make The Future Better Than Today～日本のグラフィックデザイン」が開催中です。日本のグラフィックデザイン作品を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所：Muzeum Narodowe w Poznaniu, Aleje Marcinkowskiego 9, Poznań

詳細：<https://mnp.art.pl/en/galeria/kenya-hara-make-the-future-better-than-today/>

【予定】第8回日本祭り「Matsuri – Piknik z Kulturą Japońską」【6月17日（土）11:30～19:00】

ワルシャワ市のスウジェフ文化センターにて、ポーランド商工会、ポーランド日本人会及び在ポーランド日本大使館共催による第8回「日本祭り」が開催されます。様々なステージ演目、武道、着付け、書道、マンガ、生け花、けん玉等のワークショップ・展示など日本をまるごと体験できるイベントです。そのほか、日系企業による展示、日本食の販売なども予定されています。入場料は無料です。

開催場所：Służewski Dom Kultury, ul. Jana Sebastiana Bacha 15, Warszawa

詳細：

フェイスブック：<https://www.facebook.com/nihon.matsuri.piknik>

インスタグラム：<https://www.instagram.com/nihon.matsuri/>

ウェブサイト：<http://www.pl.emb-japan.go.jp/matsuri.html>

【予定】ウクライナ避難民支援・能公演【2023年6月18日（日）】

ワルシャワ国立劇場にて、宝生流ワルシャワ能公演実行委員会主催「ウクライナ避難民支援・能公演」が開催されます。在ポーランドウクライナ避難民を支援するための慈善事業として、公演チケット売上及び公演会場での募金は、ウクライナ避難民を支援する団体へ寄付されます。

開催場所：Teatr Narodowy w Warszawie, plac Teatralny 3

詳細：<https://www.ebilet.pl/teatr/pozostale/spektakl-japonskiego-teatru-no>

【予定】第16回国際アニメーション映画祭「アニマトル」【2023年6月21（水）～6月30日（日）】

ポズナン市文化センター「エストラダ・ポズナン」主催、第16回国際アニメーション映画祭「アニマトル」が開催されます。日本を含む様々な国のアニメーション映画の上映が予定されています。

フェイスブック <https://www.facebook.com/FestivalAnimator>

ウェブサイト <https://animator-festival.com/>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。
報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。
記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。（営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。）

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス(newsml@wr.mofa.go.jp)